

公 告

令和8年(2026年)3月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-133
(2) 件 名	多和山水質調査業務
(3) 履行場所	真庭市上中津井地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	多和山埋立地周辺の水質、およびダイオキシン類等の測定分析 一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(環境測定)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月24日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月12日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月24日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月24日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月25日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

多和山水質調査業務仕様書

第1節 業務名及び業務場所

業務名：多和山水質調査業務

業務場所：多和山地区 岡山県真庭市上中津井地内 (図-1)

第2節 業務の内容

- (1) 多和山埋立地周辺浸出水合流後河川水、ノメラ川 ダイオキシン類測定
- (2) 多和山埋立地周辺浸出水合流後河川水 水質検査

第3節 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

第4節 検査内容

- (1) 試料採取日
 - ① 試料採取日については、担当者と事前協議を行い、担当者の指示に従い実施すること。
 - ② 業務工程表(案)は、前年度実施実績を踏まえ表-1に示すとおりである。
- (2) 分析試料
 - ① 多和山埋立地関係水質(環境水、多和山) ダイオキシン測定 1検体 (10月)
 - ② ノメラ川 ダイオキシン測定 1検体 (10月)
 - ③ 多和山埋立地周辺浸出水合流後河川水 水質全項目年1回
 - ④ 多和山埋立地周辺浸出水合流後河川水 水質5項目年5回

(3) 分析項目、測定方法

受託者は、計量法(平成4年法律第51号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他関連する法律を遵守して、業務を処理しなくてはならない。

なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、真庭市と受託者と協議するものとする。また、分析項目、測定方法は、表-2に示すとおりである。

第5節 業務管理

- (1) 受託者は、業務管理にあたり下記の事項を遵守しなければならない。
- (2) 業務の円滑な推進を図るにあたり、十分な経験を有する技術者を選考し配置するものとする。
- (3) 資格を必要とする業務については、それぞれの資格を有する者が行わなければならない。
- (4) 業務の打合せ等
 - ① 業務の実施にあたっては、受注者は真庭市と綿密な連絡を取り、十分な協議を行い業務に支障がないようにすること。
 - ② 受注者は、打合せ及び協議等の都度、議事録を業務打合簿に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ③ 業務途中において、真庭市が中間報告を求めたときは、直ちに資料を提出すること。

第6節 採水分析

- ・採水（サンプリング）においては、受託者が直接管理のもと行うこと。
- ・ダイオキシン類等以外の分析は、環境計量証明事業を行える受託者が実施するものとする。
- ・ダイオキシン類等の分析については、MLAP認定特定計量証明事業者であり、かつ、その設備技術を維持し計量証明書に所定のマークを附すことのできる業者が行うものとする。
- ・ダイオキシン類等の分析を外部委託（下請け）する場合は、委託先がその要件を満たすこととし、それを確認できる資料等を契約後に提出し、事前に発注者の承諾を得ること。
- ・ダイオキシン類等の分析は再下請けして行ったもの、または、国外で行ったものは認めない。

第7節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在、市が所有し業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、市に提出し、業務完了と同時に返納するものとする。

第8節 雑則

(1) 法令等の順守

受託者は、業務の履行にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの廃棄物に関する最新の法令、規則、指針、マニュアル等を遵守しなければならない。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項については第三者に漏らしてはならない。

(3) 疑義

本業務の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、真庭市と受託者との協議のうえ決定するものとする。

(4) 成果品の検査

- ① 受注者は、業務完了時に発注者の成果品検査を受けるものとする。
- ② 成果品の検査において、修正等を指示された場合は、直ちに修正し、再検査を受けるものとする。

(5) 分析結果の報告

- ① 分析結果は採水月の末日までに速やかに報告すること(ダイオキシン類は除く)。また、異常値を確認した場合は、直ちにその旨を電話等により担当者に連絡すること。
- ② 毎月の分析結果報告の際、計量証明書とあわせて表-3のとおり年間集計表を提出すること。
- ③ 報告書作成時に、各測定結果を排出基準と比較した一覧表を最初のページに記載すること。

(6) 再調査

各分析結果で異常値を確認した場合、直ちに担当者と協議を行い、担当者の指示により再調査を行うこと。その際の費用については真庭市及び受託者の協議により決定する。

第9節 その他

受託者は、本業務の遂行にあたり、担当者と十分協議の上で進めていくものとし、若干の仕様変更については柔軟に対応すること。

表-1 業務工程表(案)

調査地点等			令和 年								令和 年			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
多和山地域	ダイオキシン類	環境水 (1カ所)							●					
ノメラ川	ダイオキシン類								●					
多和山		5項目	●		●		●		● (水質全 項目)		●		●	

表-2

1. 多和山水質調査業務

(1) 測定場所

地点	概要
多和山	多和山埋立地周辺浸出水合流後河川水 (別紙 図面-1 参照)

(2) 多和山地点測定項目及び測定方法

地点	測定項目	実施予定月	検体数	測定方法
多和山	アルキル水銀	10月	1 検体	公共用水域告示付表題 2 に掲げる方法
	総水銀	偶数月	各 1 検体	昭和 46 年環告 59 号付表 1
	カドミウム			JIS K 0102 55 に定める方法
	鉛			JIS K 0102 54 に定める方法
	六価クロム			JIS K 0102 65.2 に定める方法
	砒素			JIS K 0102 61.2, 61.3 又は 61.4 に定める方法
	全シアン			JIS K 0102 38.1.2、38.2、38.3 に定める方法
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	10月	各 1 検体	公共用水域告示付表題 3 に掲げる方法
	トリクロロエチレン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 に定める方法
	テトラクロロエチレン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 に定める方法
	ジクロロメタン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 に定める方法
	四塩化炭素			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 に定める方法
	1,2-ジクロロエタン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2 に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 に定める方法
	1,2-ジクロロエチレン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2、5.3.1 に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、に定める方法
	チウラム			公共用水域告示付表題 4 に掲げる方法
	シマジン			公共用水域告示付表題 5 第 1 又は第 2 に掲げる方法
	チオベンカルブ			公共用水域告示付表題 5 第 1 又は第 2 に掲げる方法
	ベンゼン			JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2 に定める方法
	セレン			JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
	1,4-ジオキシサン			公共用水域告示付表題 7 に掲げる方法
	クロロエチレン			H9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表
	水素イオン (PH)			JIS Z 8802 : 2011PH 測定方法
	電気伝導率			JIS K 0130 電気伝導率測定法通則
	塩化物イオン	JIS K 0102		
多和山ノメラ川	ダイオキシソ類	10月	各箇所 1 検体	JIS K 0312:2008[工業用水・工場排水中のダイオキシソ類の測定方法]

